

測量・建設コンサルタント等に関わる 競争入札参加者の資格等級及び審査

1. 資格等級

測量・建設コンサルタント等について資格を有する者の資格の等級は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の業種ごとに、A、B及びCの3等級に区分するものとし、資格を有する者が測量・建設コンサルタント等業務の契約についての一般競争に参加できる場合は、次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の測量等に限られるものとする。

測量・建設コンサルタント等の契約の別	資格等級	予定金額
測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務	A	1,000万円以上
	B	200万円以上 1,000万円未満
	C	200万円未満

2. 資格等級決定のための審査事項

- (1) 実績高： 競争入札参加資格審査申請書提出日の直前2年の各事業年度における実績高等について算出した年間平均実績高
営業年数が2年に満たない申請者に係る実績高については、書類を添付することができる作成可能な期間に係る実績高を年間に換算し、年間平均実績高とするものとする。
- (2) 経営規模： 直前決算時における自己資本額
直前決算時における流動比率
- (3) 営業経歴： 営業年数

3. 資格等級決定の方法

資格等級の決定は、前記の審査事項を要素とする以下の計算方式により算出された数値により次表に定めるところにより行う。

(1) 数値と資格等級：

測量・建設コンサルタント等の契約の別	数値	資格等級
測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務	230以上	A
	170以上 230未満	B
	170未満	C

(2) 計算方式： $3a + b + 5c + d$

- a 別表1の年間平均実績高に対応する数値
- b 別表2の自己資本額に対応する数値
- c 別表3の業種別有資格職員数に対応する数値
- d 別表4の営業年数に対応する数値

なお、実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表1 業種別年間平均実績高

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上20億円未満	25
5億円以上10億円未満	20
1億円以上5億円未満	15
1億円未満	10

別表2 自己資本額数値による附与数値

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上10未満	20
5未満	10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表3 業種別有資格職員数による附与数値

合計数値	点数
110～	30
65～109	25
40～64	20
15～39	15
～14	10

合計数値は、付表の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

業種区分	有資格者	
測量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許を受けている者及び建築士法施行規則(昭和25年建設省告示第38号)による建築設備士登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。)&及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。)、電気・電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者及びアジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者及び社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表4 営業年数による附与数値

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上35年未満	25
15年以上25年未満	20
5年以上15年未満	15
5年未満	10